



10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち(3歳～5歳)の利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

◆幼児教育・保育の無償化の主な例

【3～5歳児クラス】

- ・ 保育の必要性の認定事由に該当する子ども
- ・ 共働き家庭
- ・ ひとり親で働いている家庭 など

幼稚園、保育所、認定こども園、
就学前障害児の発達支援



無償
(幼稚園は月額25,700円まで無償)

幼稚園の預かり保育
※「保育の必要性の認定」を受けて利用



幼稚園の保育料に加え、利用日数に応じ
1日あたり450円を上限に
月額11,300円まで
無償

認可外保育施設、一時預かり事業など
※「保育の必要性の認定」を受けて利用



月額37,000円まで
無償

幼稚園、保育所、
認定こども園 + 就学前障害児
の発達支援



ともに無償
(幼稚園は月額25,700円まで無償)

【3～5歳児クラス】

- (上記以外)
- ・ 専業主婦(夫)家庭 など

幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)
就学前障害児の発達支援



無償
(幼稚園は月額25,700円まで無償)

幼稚園、
認定こども園 + 就学前障害児
(幼稚園部分) の発達支援



ともに無償
(幼稚園は月額25,700円まで無償)

※3～5歳児クラスの無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化になります。

※認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

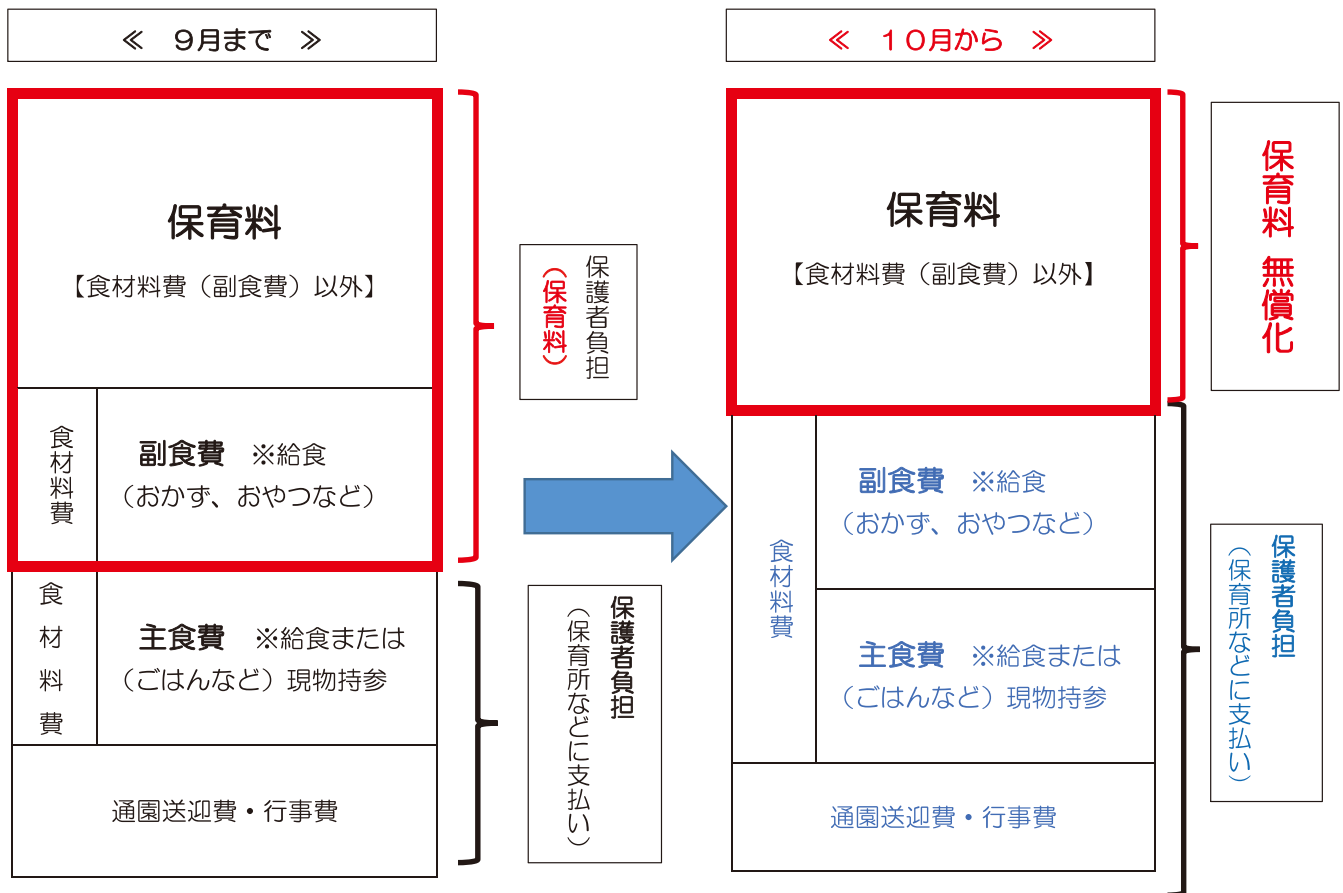
ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

※例に記載はありませんが、地域型保育の対象となります。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象です。

※0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)

★3歳～5歳児クラスの食材料費（副食費と主食費）について

- ◆保育所などを利用している3歳～5歳児クラスの子どもについて、今後は副食費（おかず、おやつなど）を保育所などにお支払いいただくことになります。
- ◆年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。
- ◆0歳～2歳児クラスの子どもは、これまでと変わりません。



【お問い合わせ】 福祉課 子育て支援係 ☎ 52-5852